

## 参考資料

### 1. ドイツにおける企業の公的負担割合の推計方法について

#### (1) 間接税や統計上の租税負担者が明確に区分できない直接税の扱い

Step1：連邦税（共同税を含む）・州税、市町村税について、企業負担があり得る税として、以下の諸税を取り上げた<sup>74</sup>。連邦税・州税・市町村税（いずれも全国集計値）のうち、企業のみが負担する税、企業も家計も負担する税、家計のみが負担する税を整理すると、以下のとおりとなる。

#### 【連邦税（共同税を含む）の負担区分】

		(単位:百万ユーロ)	税の負担者	
		2011年度	企業	家計
税収		248,100		
共同税		197,400		
	賃金税	59,500		○
	(査定による)個人所得税	13,600	○	
	所得税(申告しないもの:配当所得税など)	9,100		○
	利子所得税・キャピタルゲイン税	3,500	○	○
	法人税	7,800	○	
	付加価値税(売上税)	102,400	○	○
	営業税割当金	1,500	○	
連邦税		99,100		
	エネルギー税	40,000	○	○
	たばこ税	14,400		○
	連帯付加税	12,800	○	○
	保険税	10,800	○	○
	電気税	7,200		○
	火酒税	2,200		○
	コーヒー税	1,000		○
	発泡ワイン税	500		○
	自動車税	8,400	○	○
	その他の連邦税	1,800	○	○

(注) マーカーを付した税目は、経済活動規模に応じて企業負担・家計負担を按分する税。

(資料) Haushaltsrechnung des Bundes

<sup>74</sup> 統計の制約により、連邦税（共同税）は2011年度、州税と市町村税は2010年度の値を用いている。

【州税（共同税を含む）の負担区分】

		(2010年、単位:百万ユーロ)	税の負担者	
		全国合計	企業	家計
州: 税収合計 <sup>1</sup>		178,510		
共同税		166,364		
	賃金税・(査定による)個人所得税 <sup>2</sup>	67,610	○	○
	個人所得税(申告しないもの)・法人税 <sup>3</sup>	12,512	○	○
	利子所得税	3,832	○	○
	付加価値税(売上税)	80,588	○	○
	営業税(州への配分)	1,822	○	
州税		12,146		
	相続税	4,404		○
	不動産取得税	5,290	○	○
	くじ税	1,412		○
	ビール税	712		○
	その他	328	○	○

(注) マーカーを付した税目は、経済活動規模に応じて企業負担・家計負担を按分する税。

1：都市州における市町村税は含まない。

2：「賃金税・(査定による)個人所得税」のうち、「(査定による)個人所得税」のみを企業負担分とする。方法としては、連邦税収における「賃金税」と「(査定による)個人所得税」の大きさで按分する。

3：「個人所得税(申告しないもの)・法人税」のうち、「法人税」のみを企業負担分とする。方法としては、連邦税収における「個人所得税(申告しないもの)」と「法人税」の大きさで按分する。

(資料) Bundesministerium der Finanzen, "Bund/Länder Finanzbeziehungen auf der Grundlage der Finanzverfassung" (Ausgabe 2012)  
Statistisches Bundesamt, "Statistisches Jahrbuch 2013"

【市町村税（共同税を含む）の負担区分】

		(2010年、単位：百万ユーロ)	税の負担者	
		全国合計	企業	家計
市町村：税収入合計		70,357		
共同税		28,502		
	賃金税・個人所得税 <sup>1</sup> ・利子所得税 <sup>2</sup>	24,908	○	○
	付加価値税(売上税)	3,594	○	○
市町村税		12,069		
	不動産税A	361	○	○
	不動産税B	10,954	○	○
	その他	754	○	○
営業税(配分額差引後)		29,786	○	

(注) マーカーを付した税目は、経済活動規模に応じて企業負担・家計負担を按分する税。

1：「賃金税・個人所得税・利子所得税」のうち、「(査定による)個人所得税」相当を企業負担分とする。方法としては、連邦税収における「賃金税」「(査定による)個人所得税」「個人所得税(申告しないもの)」「利子所得税・キャピタルゲイン税」の大きさで按分する。

2：利子所得税については、さらに企業負担分と家計負担分を、経済活動規模に応じて按分する。

(資料) Bundesministerium der Finanzen, "Bund/Länder Finanzbeziehungen auf der Grundlage der Finanzverfassung" (Ausgabe 2012)  
Statistisches Bundesamt, "Statistisches Jahrbuch 2013"

Step2：上記の図表においてマーカーを付した税、および(注)に特記した税については、ドイツ産業連関表(2010年)における最終産出額に占める中間投入分を企業活動分として捉え、その割合を企業負担分とした。

(単位：10億ユーロ)

最終産出総額	中間投入額	企業活動比率
4819.1	2583.9	53.62%

(資料) Statistisches Bundesamt

(2) 社会保険料事業主負担分

社会保険料については、OECDの'Revenue Statistics'から、2011年度の値として、'2000 Social Security Contributions(社会保険料総額)'のうち、'2200 Employers(雇用主負担分)'と'2300 Self-employed or non-employed(自営業・無業者負担分)'の合計を、事業主負担分とした。

単位：10億ユーロ

2011 年度社会保険料		負担額
2000 Social Security Contributions (社会保険料総額)		371.3
	2200 Employers(雇用主負担分)	173.6
	2300 Self-employed or non-employed(自営業・無業者負担分)	33.5

(資料) OECD, 'Revenue Statistics'

## 2. ドイツ現地調査および国内有識者インタビューの実施について

本調査を実施するにあたっては、以下の国内有識者に対して、インタビュー調査を実施した。

	氏名	所属・肩書	テーマ
1	中内 哲	熊本大学 法学部 教授	労働法
2	森 周子	佐賀大学 経済学部 准教授	社会保障政策
3	半谷 俊彦	和光大学 経済経営学部 教授	地方財政

また、2013年12月2日から12月6日にかけて、三菱UFJリサーチ&コンサルティングの研究者2名により、ベルリン、バーデン・ヴュルテンベルク州、ノルトライン・ヴェストファーレン州の以下の連邦政府・地方政府、企業団体に対して訪問インタビュー調査を実施した。

ベルリン	
1	連邦経済技術省 (Bundesministerium für Wirtschaft und Technologie)
2	Germany Trade & Invest GmbH
3	連邦財務省 (Bundesministerium der Finanzen)
4	ドイツ都市会議 (Deutscher Städtetag)
5	ドイツ経営者団体連盟(BDA) (Bundesvereinigung der Deutschen Arbeitgeberverbände)
ノルトライン・ヴェストファーレン州	
6	ノルトライン・ヴェストファーレン州財務省 (Finanzministerium des Landes Nordrhein-Westfalen)
7	ノルトライン・ヴェストファーレン州雇用統合社会省 (Ministerium für Arbeit, Integration und Soziales des Landes Nordrhein-Westfalen)
8	ノルトライン・ヴェストファーレン州経済振興公社 (NRW.INVEST Germany) (NRW. Invest GmbH)
9	デュッセルドルフ市経済振興局・税務局 (Wirtschaftsförderung・Steueramt, Landeshauptstadt Düsseldorf)
バーデン・ヴュルテンベルク州	
10	バーデン・ヴュルテンベルク州財務経済省 (Baden-Württemberg Ministerium für Finanzen und Wirtschaft)
11	バーデン・ヴュルテンベルク州国際産学協力公社(bw-i) (Baden-Württemberg International)
12	シュツットガルト商工会議所 (IHK Region Stuttgart)

平成 25 年度 東京都主税局 委託調査

ドイツにおける企業をサポートする行政サービスと企業の公的負担のあり方  
に関する調査研究

平成 26 年 3 月

---

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社

政策研究事業本部 経済・社会政策部

〒105-8501 東京都港区虎ノ門 5-11-2 オランダヒルズ森タワー

電話：03-6733-1021

FAX：03-6733-1028